



平成30年度
事業計画

社会福祉法人 健翔会

自 平成30年4月1日

至 平成31年3月31日

1. 法人の基本理念

健翔会の名に秘められた思い、それは、障害のある人たちが、地域で健やかに羽ばたいている姿を思い描いています。

「障害者が地域のなかでともに生きる社会」

それが健翔会の願いです。

その社会に向かって私たちができることを、一步一步着実に進めていきたいと思えます。

聖書にある

「一粒の麦が地に落ちてもそのままであればやがて枯れて失ってしまうだけだが、地に落ちて死ねばその実は豊かに実を結ぶ。」

この時、地に落ちたのは麦(種)です。

種は形を変え、芽を出し、成長し、新たなたくさんの実を实らせ「麦の穂」が誕生しました。

そしてこの時、麦(種)が落ち芽を出したのは「大地」です。

「大地」は温かく種を迎え入れ、そして成長させました。

様々な植物が成長していくときに必要な水。雨は大地を実り豊かなものにします。その雨が上がり太陽との共同作業で出来上がったのが「にじ」です。その色とりどりに輝いた姿を「にじいろ」と表現し、これから大きく羽ばたいていく子どもたちの支援も進めていきます。

法人の理念が「障害者が地域でともに生きる」とあるように、麦(種)が大地に落ちて新たな芽を出すように、障害者が地域の中で新たな芽を出すような、そんな社会を作っていきたいと考えています。

〈運営方針〉

1. 障害者総合支援法に基づき、主に知的障害者に通所していただき、介護を提供します。
2. 個々の利用者の人格を尊重し、個性や適性に目を向けた生活介護を実施し、生きがいの持てる、充実した生活ができるように自立を目指し、また、利用者の心理的側面に目を向けこれをケアし、安定した生活ができるように配慮していきます。
3. 情報開示できることは積極的に開示に心がけます。
4. 地域との交流を深め、利用者が社会的にも自立できるように支援します。
5. 職員の資質向上のため研修会等に積極的に参加し、福祉関連の資格を取得することを奨励します。

私たちは、以上の理念と方針を正しく理解し、様々な活動を通して、これを具体的な形として現していきたいと考えています。

2. 平成30年度の事業方針・重点的な取り組みと課題

1. 総合的な考え方

平成 29 年 4 月 1 日に従前の社会福祉法を大きく改正した改正社会福祉法が施行された。改正の一つは「社会福祉法人の制度改革」で、評議員、理事、監事の役割が明確化され、法人の意思決定システムとして確立的な運用が開始されるように改正、そのほか財務規律についても開示の義務化など強化され、また公益的な活動の充実を図るなど、社会福祉法人の公益性と持続性を目指したものであった。

社会福祉法人はこれまでの求められてきた公益性に加え、運営における透明性とガバナンス・効率性の 3 点も民間企業と同等レベルのものが求められる時代になってきた。意思決定の遅れは法人運営において命取りになる恐れもあり、スピード感を持った運営を目指して、昨年度は中堅職員である各事業所の課長 3 名を理事に迎えた。

私たち社会福祉法人として「ニーズの取り込み」「法人の意思決定方法とその責任の明確化」「財務状況の透明性」を平成 30 年度も進めていくことで、これからの福祉の発展につながるようにしていきたい。

2. 重点的な取り組み

1) 組織内の連携強化と活性化

現職の課長を理事として選任したことで、法人運営の細部に現場職員の意見が届くようになったことと合わせて、法人全体に係る事項や各事業所の日常的な利用者の問題行動の状況把握と共有、職員の状況、事業所運営上の問題点や課題等を話し合い、課題解決に向けての対策を検討していくため、各事業所の管理者及び正職員における連絡・調整として連絡会議を毎月開催する。

連絡会議において課題とされた内容については、必要に応じて、理事会、評議員会での報告・提案を行うなど取り組んでいく。

「情報の共有」を組織内の連携の強化の中心として考えていく。特に、連絡・調整といったレベルから、法人運営の戦略的会議まで発展させていくように、職員のスキルアップも進めていく。

2) 社会福祉法人制度への取り組み

決議機関である評議員数について、平成 28 年度は 7 名であった評議員を 1 名増員し、平成 29 年度からは 8 名の評議員が選任された。決議機関である評議員会をこれからの社会福祉法人の運営の基盤とするよう、役員より情報伝達を行い、より適切な判断に結び付けるように運営していく。

地域における公益的な取り組みを実施することが明確化されることに対し、平成 28 年度より先行的に行っている「地域生活応援事業」を平成 30 年度も展開し、事業の広報を進めるとともに、相談給付する世帯数を増加させるよう告知にも強化を図る。事業の内容である、1 世帯当たり 4 回以上の相談を行い、あわせて給付事業も確実に行う。

これからも法人のあるべき姿、サービス提供の在り方や法人の理念・方針を再確認し、真に必要とされる福祉事業の展開を目指し成長していきたい。

3) 今後の方向性と方針の策定

平成 29 年度には法人設立 10 周年を迎え、この機にお世話になっている人への感謝を伝えるため「健翔会設立 10 年祝賀会」を開催、200 名を超える方々への 10 年間の感謝を伝えることができた。

10 年の節目を経過したこともあり、今後の事業展開を図るうえで重要なご利用者・ご家族のニーズの汲み取りを考え児童福祉法で定められている「サービス評価」を障害福祉サービスでも実施する。これにより支援・サービスに対する評価をご家族ご利用者からいただき、改善点などを検討した結果をホームページで公表していく。また、サービス評価によって改善すべき点があれば、本部と連携の上各事業所において改善策を立案、実施していく。

法人として全国社会福祉法人経営者協議会(埼玉県社会福祉法人経営者協議会)に引き続き加盟し、最新の情報を入手することに努める。

4) 職員の資質向上

事業所の運営において最も重要な要素である職員の資質向上について、必要な知識の習得を進め、実践力を高めることはもちろん、さらには業務に対する前向きで意欲的な姿勢、人間性を深めるための謙虚な姿勢、これら職員の資質向上に向けた取り組みは様々な場面や機会を通じ実施していく。平成 30 年度は以下の 3 点を念頭にして外部研修を中心に年間計画を立てて実施する。

- 1 職員会議を利用した研修 職員が外部研修で学んだことを、内部研修として行う。
- 2 スキルアップを目指して、埼玉県社会福祉協議会による初任者研修等に参加する。
- 3 全職員が参加しての、様々な課題を解決するスキルを学ぶ全体研修を行う。

さらに日常の業務、支援の現場での他職員への指導やアドバイスを含め、職員会議における研修の充実を図り、障害者虐待の防止等を進めていく。

麦の穂、大地、にじいろについては麦の穂と合同で埼玉県社会福祉協議会に加盟し、職員研修先として活用していく。

自らのスキル・能力アップを目的とした目標管理シートを活用し、職員の能力アップに努める。

5) 事業所運営の適正化の強化

障害者総合支援法の施行後 4 年目を経過し、生活介護事業については障害の重度化を意識した加算が増える一方、その加算への対応を余儀なくされることも多々起こりうると思われる。事業所としてどのように対応するか適宜検討していく。障害児通所支援事業 放課後等デイサービス「にじいろ」については、資格を持った職員の配置が法制化されたことを受け、平成 30 年 1 月付けにて児童指導員を 1 名採用した。これにより、職員の配置加算による報酬増を図る

ことができたので、安定した運営に向けた利用児童の確保に注力していく。

平成 30 年度も引き続き法令や指定基準に基づく適正な運営を目指し、重要事項の点検確認を行い、常に改善する努力を図っていく。

常日頃より、職員一人一人がコンプライアンスを守り、自己点検、業務点検を図り、相互のノウハウの共有を図り、またコンプライアンスの確認として、他事業所の職員による内部事業監査(仮名)を実施していく。

6) 事業所運営における財政基盤の安定と強化

主たる障害福祉サービス事業麦の穂(生活介護)、大地(生活介護)では、利用定員に対しそれを上回る契約利用者数を確保し、また、利用者実績も前年と比較して伸びていくよう、ご利用者の健康状態の把握をしっかり行い、きちんと通えるように支援していく。しっかりとした利益の確保、次の投資への蓄えを確保する必要を職員全員で把握していく。

障害児通所支援事業にじいろ(放課後等デイサービス)においては、契約児童数が少なく、経営的に貧弱な状態となっていることから、利用児童の増加に向けた様々な施策を進めていく。

各事業所においては引き続き適正な事業運営を行うとともに、地域・社会から必要とされる事業所となることを目指し、法令の範囲における利用者の受け入れを図っていくこととし、報酬等の収入を伸ばし、経費を抑え事業を進めていく。

○法人本部

実施事業

- ①理事会の意思決定に基づき、法人全体や各事業の計画的な進行管理を行う。
理事会は年3回以上開催する 5月、11月、2月
- ②収支状況等の法人の運営上の課題について情報を内外から収集し分析する。
その結果について考えられる対応策を含め、理事長や理事会に報告。
全国社会福祉法人経営者協議会(埼玉県社会福祉法人経営者協議会)への継続加入
埼玉県社会福祉協議会への継続加入
行田市社会福祉協議会への継続加入
行田市障がい者ネットワークへの継続加入
外部研修・セミナーへの参加
- ③コンプライアンス順守に向けた内部事業監査(仮名)の実施。
事業監査(監事による) 年1回
内部事業監査(各事業所の職員による) 年1回
- ④開かれた社会福祉法人を目的とし、法人事業活動の透明性のためホームページにて財務状況等を公開。
開かれた社会福祉事業を目的とし、さらに人材獲得・利用者、利用児童の獲得に向けホームページ等広報活動の充実を図る。
ホームページの改修やホームページの維持管理、ホームページ保守
- ⑤事業の経理・総務・人事の集約にむけた検討。
福祉事業経理ソフト 福祉大臣
会計処理ソフト 給与奉行
ネットワークセキュリティ保守
ネットバンキング契約(武蔵野銀行)
税理士事務所への決算事務処理の依頼
雇用保険、健康保険、厚生年金などの手続き等
職員募集(人材センターへの登録、ハローワーク、求人広告など)、選考試験、面接
- ⑥ご利用者・ご利用児童のニーズの汲み取りから新規開設事業の検討。
サービス評価に対する事業所ごとに対策・対応 公表
新しい事業所開設の研修・研究
新規事業に関する資料の取り寄せ、研究に係る業務
- ⑦地域生活応援事業の継続的展開
制度の隙間の生活弱者への支援(平成28年度からの継続事業)
地域のひとり親への生活支援、子育ての充実費用の一部を当ててもらいたいという考え。

○福祉事業 障害福祉サービス事業 麦の穂(生活介護)

実施事業・生活介護 定員 20 名 契約利用者数 23 名

取り巻く環境

現在、健翔会では社会福祉法人として重度の障害者の日中活動の場の提供に注力しており、麦の穂においては、コミュニケーションの可否や就労への理解がある障害者への生活介護サービスを実施している。

利用契約者数は定員を上回っており、超過枠(利用定員の 25% = 5 人)を念頭に置いた契約利用者増を図っていく。

就労関係では収入の見込める作業を実施し、昨年5月から発泡スチロールの溶解事業を始めるに至っている。その他受注作業や手芸品・農作物の販売・リサイクル品の買取依頼などの収入を工賃として利用者に支給している。

事業の重点項目

昨年の重点項目であった「日中活動の充実」に関しては作業班の見直し、作業活動場所の確保により適正な方向に修正できた。

また、麦の穂の特徴であるフットワークの軽さに対し、マンツーマンでの対応を余儀なくされている利用者に対し、他事業所(大地)への異動の検討をお願いし、適正な利用者の支援状況を確保していきたい。

今年度の重点項目としては、

- 1、契約利用者の増加
 - 2、作業活動の充実と作業収入のアップ
- とし、更なる利用者の満足度を高めたい。

※詳細は事業所の活動計画を参照してください。

○福祉事業 障害福祉サービス事業 大地(生活介護)

実施事業・生活介護 定員 28 名 契約利用者数 28 名

取り巻く環境

現在、健翔会では社会福祉法人として重度の障害者の日中活動の場の提供に注力しており、大地においては、コミュニケーションが取れない、取りにくい障害者や就労への理解がない、あるいは働くことができない障害者への生活介護サービスを実施している。

利用契約者数は定員を上回るようになっており、超過枠(利用定員の 25% = 7 人)を念頭に置いた契約利用者増を図っていく。

就労関係では収入の見込める作業を実施し、昨年 5 月から麦の穂と共同で発泡スチロールの溶解事業を始めるに至っている。その他パン工房麦香によるパンの製造販売・受注作業や農作物の販売・リサイクル品の買取依頼などの収入を工賃として利用者に支給している。

事業の重点項目

昨年の重点項目であった「日中活動の充実」に関しては作業班の見直し、「屋内班」「屋外班」に作業活動場所と担当する職員を分けて実施することで、より利用者への支援の充実につながった。これを引き続き展開していく。

また、大地の特徴である重度障害者への質の高いケアの提供に対し、職員の研修や指導において、さらにレベルアップするよう取り組んでいく。

今年度の重点項目としては、

- 1、契約利用者の増加
 - 2、利用者の体調管理への取り組みの強化
- とし、更なる利用者の満足度を高めたい。

※詳細は事業所の活動計画を参照してください。

○福祉事業 障害児通所支援事業 にじいろ(放課後等デイサービス)

実施事業・放課後等デイサービス 定員 10 名 契約利用児童数 7 名

取り巻く環境

開所 2 年となり、見学者も多くなっているが利用者の増加には至っていない。

行田市内にある放課後等デイサービスは 10 ヶ所(平成 29 年 10 月現在)と乱立している。利用児童、家族から見ると比較検討ができ良いことであり、私たちも選ばれる事業所に向けて、より良いサービスが提供できるよう、さらなる質(支援力、職員のスキルなど)の向上を目指していく。

にじいろに対する口コミにより、行田特別支援学校の学生・児童、行田市内の小学校・中学校の児童の保護者の見学、相談も多い。見学相談に来られた方が利用契約に結びついていないと思われ、これの改善が必要と思われる。

営業エリアについて、近隣市町村在住者から利用したいとの声はないが、現在の利用できるエリアは行田市限定としていることで利用数が伸びないのであれば検討が必要と思われる。

営業時間については、現在の利用者の家族からは終業時刻が長いことが喜ばれているが、終業時刻が長いことが利用に結びついているようではないと思われ、営業時間の検討が必要と思われる。

重点項目

- 1、療育活動メニューについての検討と充実
- 2、学校等関係機関との連携の強化
- 3、計画相談支援員や関係機関との連携の強化
- 4、営業時間、営業エリアを検討と対応
- 5、土曜くらぶの活用、地域イベントへの参加も含め土曜日の営業を強化

※詳細は事業所の活動計画を参照してください。

○公益事業 生活サポート麦（障害児者生活サポート事業）

実施事業・障害児者生活サポート事業 定員なし 契約利用児童数 23名

取り巻く環境

現在の契約5市（行田市、熊谷市、羽生市、鴻巣市）における制度の変更はなく、安定している。

加須市においては自己負担額が増額された。

また、行田市においては、生活サポートの支給150時間の管理を利用者とその家族が行うようになった。

生活サポート事業において現在健翔会にて提供しているサービスは一時預かり、介護人の派遣、外出援助となっているがほとんど利用がない状況である。最近では生活サポートで最も利用のある「移送送迎」についての問い合わせもない。理由は自己負担の高額（1時間当たり950円の自己負担）と思われるが、家族が困った時に利用できる制度として契約を継続していく。

重点項目

万一家族が困った時に利用できる制度ではあるが、利用者、家族が利用の申し込みをしていないことにはサービスを提供できないので、予め生活サポートの申し込みをしておくようお願いしておく。

※詳細は事業所の活動計画を参照してください。

○公益事業 日中一時支援 大地（日中一時支援事業）

実施事業・日中一時支援事業 定員なし 契約利用児童数 13名

取り巻く環境

家族の就労、家族の介護疲れの予防が目的のサービスであるこの事業は、現在の契約4市（行田市、羽生市、加須市、鴻巣市）における制度の変更はなく安定している。

重点項目

障害福祉サービスの補足的サービスの一面を持っているが、利用者・家族の認知は低い。どのようなサービスなのかを広く知ってもらいながら、家族の介護疲れ等の軽減に貢献していく。

※詳細は事業所の活動計画を参照してください。

○収益事業 太陽光発電事業

実施事業・太陽光発電事業

取り巻く環境

収益性が高いこともあり、新規参入が多い太陽光発電事業ではあるが、平成 29 年 4 月より買い取り単価の減額もあり、新規での太陽光パネル設置は減少している。

太陽光発電の事業展開を図るうえでは、土地の確保が重要であり、遊休地等の情報を入手し進めていく必要がある。

今後の同事業の展開は買取単価と設置コストのバランスが難しく、不安定要素が大きい。

重点項目

収益は障害福祉事業につながることを知ってもらう。

遊休地の情報提供

※詳細は事業所の活動計画を参照してください。